日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2014. 1. 29

No.14-009

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

弁護士の偽りや恫喝が許されるのか!!

飯塚ディレクター・加藤管財人代理
『弁護士』が二次破綻の恫喝?
「3,500 億円を出資できない」

1 月 16 日、日本航空の不当労働行為裁判に傍聴報告（1）

当日は東京地裁で大法廷が一杯になる傍聴者の中で、企業再生支援機構の飯塚ディレクターと日本航空の加藤管財人代理の証人尋問でした。両人とも弁護士であり宣誓してから証言を行いました。

今回の裁判では、2010 年 11 月 16 日の乗員組合事務折衝の経緯とその直後に開かれた職場集会（合わせて 100 名を超す全職種の組合代表及び組合員が参加）での飯塚・加藤両人の発言が、裁判での主な尋問内容でした。

その内容とは 11 月 16 日事務折衝で飯塚ディレクターが**「整理解雇を争点とする争議権を確立した場合、それを撤回するまで企業再生支援機構は 3,500 億円の出資はできない」と発言した事実関係です。**
飯塚ディレクターは「正式な見解」として発言した事実を認めたものの、「決定とは言っていない」と言い逃れをしました。しかし、この件での企業再生支援委員会の開催も決定もしていないことを認めました。
飯塚ディレクターは自らの発言を従来から何回も言い換えるいい加減さに加え、

自分の発言を職場がどう捉えたかは「私は知らない」と言放つ無責任な態度でした。

もう一方証人の加藤管財人代理が、11 月 16 日の事務折衝に出席した 30 分後に開催された職場集会で、**「今朝、企業再生支援機構は, JAL の労働組合がスト権を確立したら、3,500 億円の出資をしない事を決定した」と発言した事実関係です。**

加藤管財人代理は、弁護士団の追及で「『上記内容』を**決定した**」と発言した事実を認め、更に「事務折衝での飯塚発言を聞き、私も決定したと認識した」と証言しました。

しかし、前記飯塚ディレクターの証言で明白なように、真実は決定も委員会開催も行われていなかったのです。

2010 年 11 月 16 日の両者の狙いは無責任な発言をするだけでなく、ハッタリ（偽り）・恫喝・介入を意図した卑劣な発言で職場を動揺させる事が狙いだった事が更に明白になりました。

経緯（組合側資料抜粋）

2010年

9月27日　会社／整理解雇の人選基準発表。人選基準に該当するパイロット・客室乗務員を仕事から外し、退職強要の面談を実施。

11月初旬　両組合は、「なんとしても整理解雇は回避すべき」との強い要求から、争議権確立して会社と交渉を行うために、組合員による争議権確立のための投票を開始しました。

これと並行して、乗員組合・ＣＣＵは、会社に対して賃金減額を含むワークシェアなど解雇回避施策を何度も提案しましたが、経営は一顧だにせず、組合の提案について真摯に協議する姿勢は全くありませんでした。

11月16日　突然、会社は CCU と乗員組合の執行部を呼び出し、企業支援機構ディレクターと管財人代理が、整理解雇に反対する要求について争議権確立の為の投票を実施していた両組合に対し、**「争議権が確立された場合、3500 億円の出資はできない」**と発言しました。

管財人代理らからの発言は、“争議権を確立したらＪＡＬを破綻させる”という事を意味します。当然、職場に大きな混乱をもたらし、先に投票が始まっていたＣＣＵはかろうじて争議権を確立しましたが、乗員組合は投票中止に追い込まれました。

12月８日　**乗員組合・ＣＣＵが、東京都労働委員会に不当労働行為救済申し立て**

12月31日　**会社が運航乗務員・客室乗務員 165 名の解雇強行！！**

2011年

8月３日　**東京都労働委員会は、「不当労働行為」と認定し、救済命令を出しました。**

9月１日　**日本航空経営は、都労委の命令取り消しを求めて東京地裁に提訴。**

（原告＝日本航空、被告＝都労委。組合は参加人として裁判に加わっています）

＝東京都労働委員会（都労委）は不当労働行為を認定し命令を交付(11 年 8 月 3 日)＝

・都労委の評価

◆支援機構は、管財人（＝使用者）と出資者の地位を併有するが、同一法人格の行為を区別するのは容易ではない。両氏は複数回にわたり行われた団交、事務折衝において労務担当として出席しているので、組合が出資者の発言と認めるのは困難。出資者という一面を有することの一事を持って不当労働行為の行為主体から除外することは適切でない。

◆投票中であり、確立されるかどうか明らかでなく、純然たる組合の自主決定に委ねられるべき時期に本件発言を行う高度の必要性、緊急性に関する疎明が会社からなされていない。

◆本件各発言は、争議権投票を控えた組合員に対し、投票を躊躇させるのに十分なものであり、組合の運営に影響を及ぼすものであると言える。

◆冒頭に「争議権を尊重する」と述べても支配介入を否定できない。

◆支配介入と評される行為と結果との因果関係は必要ない。ＣＣＵが確立したからといって、支配介入の成立を否定できない。

・都労委の判断

本件各発言が、本来組合が自主的に決定すべき争議権の確立を自粛するよう求める趣旨のものであること、争議権投票が行われている最中に更生手続きにおいて中心的な立場にあった両氏からなされたことなどを総合的に考慮すれば、両氏の発言は、組合員に対して威嚇的効果を与え、組合の組織運営に影響を及ぼすものであり、組合の運営に対する支配介入であるといわざるを得ず、労働組合法第 7 条 3 項が定める支配介入に該当する。

命令：両組合に対して稲盛会長名での謝罪文の交付、及び新聞 2 項大での社内 10 日間の掲示。

同じ人物です

加藤管財人代理

「まずは京セラの様に内部留保『1 兆円』を超えてから安全について語ってほしい。」

2014年もこれまで同様、カンパ及び活動へのお願いいたします

カンパ宛先等の情報

http://jalfltcrewob.web.fc2.com/kampa.htm

今後の日程

5月　15日（木）

控訴審　客室乗務員判決

東京高裁　101号法廷

13時30分より

6月　5日（木）

控訴審　パイロット 判決

東京高裁　101号法廷

13時30分より